

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第63号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
（公共輸送車両等） 第3条 略 （1） <u>鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する車両のうち旅客車</u> （2） 略 （3） 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業又は<u>同条第9項に規定する旅客不定期航路事業の用に供する船舶</u> 別表第1（第2条、第6条関係） <table><tr><th>公共的施設の区分</th><th>公共的施設</th></tr><tr><td>1～4 略</td><td></td></tr><tr><td>5 建築物以外の路外駐車場</td><td>駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場、道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場並びに1の項の建築物及び4の項の公園に附帯する駐車場を除く。）</td></tr></table> 別表第2（第4条関係） 1 略 <table><tr><th>整備項目</th><th>整備基準</th></tr><tr><td>1～4 略</td><td></td></tr></table>	公共的施設の区分	公共的施設	1～4 略		5 建築物以外の路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場、道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場並びに1の項の建築物及び4の項の公園に附帯する駐車場を除く。）	整備項目	整備基準	1～4 略		（公共輸送車両等） 第3条 条例第1条第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 （1） <u>普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車</u> （2） 略 （3） 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業又は<u>同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業の用に供する船舶</u> 別表第1（第2条、第6条関係） <table><tr><th>公共的施設の区分</th><th>公共的施設</th></tr><tr><td>1～4 略</td><td></td></tr><tr><td>5 建築物以外の路外駐車場</td><td>駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場、道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場並びに1の項の建築物及び4の項の公園に附帯する駐車場を除く。）</td></tr></table> 別表第2（第4条関係） 1 建築物に関する整備基準 <table><tr><th>整備項目</th><th>整備基準</th></tr><tr><td>1～4 略</td><td></td></tr></table>	公共的施設の区分	公共的施設	1～4 略		5 建築物以外の路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場、道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場並びに1の項の建築物及び4の項の公園に附帯する駐車場を除く。）	整備項目	整備基準	1～4 略	
公共的施設の区分	公共的施設																				
1～4 略																					
5 建築物以外の路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場、道路法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場並びに1の項の建築物及び4の項の公園に附帯する駐車場を除く。）																				
整備項目	整備基準																				
1～4 略																					
公共的施設の区分	公共的施設																				
1～4 略																					
5 建築物以外の路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車車庫、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場、道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場並びに1の項の建築物及び4の項の公園に附帯する駐車場を除く。）																				
整備項目	整備基準																				
1～4 略																					

5 便所（共同住宅等の共用部分に設けられるものを除く。）

(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を設けること。

ア 多数の者の利用に供する便所は、これらの者が利用する階（次のいずれかに該当する階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。

(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者の利用に供する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階

(イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

イ 多数の者の利用に供する便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（便所設置階の床面積が1万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合にあつては2以上、床面積が4万平方メートルを超える場合にあつては当該床面積に相当する数に2万分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者の利用に供する便所の数を超える場合にあつては、当該多数の者の利用に供する便所の数）の便所に、車

5 便所（共同住宅等の共用部分に設けられるものを除く。）

(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

ア 車いす使用者用便房が設けられていること。

いす使用者用便房（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア） 直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車いす使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

（イ） 多数の者の利用に供する便所に設けるべき車いす使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者の利用に供する便所に設ける場合

（ウ） 男子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、男子用の車いす使用者便房を1以上設ける場合

（エ） 女子用の多数の者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階において、多数の者の利用に供する便所のうち1以上に、女子用の車いす使用者便房を1以上設ける場合

（オ） 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物で、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数が1以上で1未満の端数があるときにあってはその端数を切り捨てた数、その数が1未満のときにあつ

	ては1)に、床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数以上の車いす使用者用便房を設ける場合 ウ～カ 略 キ 次に定める基準に適合する洗面設備が設けられていること。 (ア)～(ウ) 略 ク 略 (2)～(4) 略
6～8 略	
9 客席	集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設に客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する席を、当該客席に設ける座席の数が400以下の場合にあつては2以上、座席の数が400を超える場合にあつては当該座席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。 (1) 有効幅90センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上の車いす使用者用の席が設けられていること。 (2) 略
10～13 略	
14 駐車場(共同住宅等の共用部分に設けられるものを除く。)	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)が200以下の場合にあつては当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。

	イ～オ 略 カ 次に定める基準に適合する水洗器具が設けられていること。 (ア)～(ウ) 略 キ 略 (2)～(4) 略
6～8 略	
9 客席	集会場等、劇場等及び体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設に客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する席を1以上設けること。 (1) 有効幅85センチメートル以上、奥行き110センチメートル以上の車いす使用者用の席が設けられていること。 (2) 略
10～13 略	
14 駐車場(共同住宅等の共用部分に設けられるものを除く。)	(1) 多数の者の利用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。

るときは、その端数を切り上げた数)
 以上、駐車施設の数が200を超える場
 合にあっては当該駐車施設の数に100
 分の1を乗じて得た数（その数に1未
 満の端数があるときは、その端数を切
 り上げた数）に2を加えた数以上の車
 いす使用者用駐車施設を設けること。
 ただし、昇降機その他の機械装置によ
 り自動車を駐車させる構造のものであ
 り、車いす使用者が駐車場を利用する
 上で支障がない場合は、この限りでな
 い。

(2) 略

15～18 略

2 略

整備項目	整備基準
1～7 略	
8 便所	(1) 略 (2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(1)に定める基準に適合する便所を設けること。 (3) 略
9～16 略	

3 略

4 略

整備項目	整備基準
1～5 略	
6 便所	(1)～(3) 略

(2) 略

15～18 略

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～7 略	
8 便所	(1) 略 (2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、1の表の5の項の(1)に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (3) 略
9～16 略	

3 略

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1～5 略	
6 便所	(1)～(3) 略

	(4) (2)のイの便所及び(2)のアの便房は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 略 イ 1の表の5の項の(1)の<u>カ</u>に定める基準に適合する<u>水洗器具</u>が設けられていること。 (3) 略
7～10 略	

5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

[illegible]

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び別表第 1 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。